

【別冊】

平成26年11月定例会

議案説明資料

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について)

教育委員会

平成26年11月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第23号	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について	教育総務課	1~4

条 例 名 等	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について
提 出 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 一般職の職員に準じた知事等及び教育長の期末手当の支給割合の引上げその他所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正 ア 知事等の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる。 イ 知事の給料の月額を1,117千円（現行 1,178千円）に引き下げる。 (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 教育長の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる。 (3) 知事等の退職手当に関する条例の一部改正 知事の退職手当の支給割合を勤続期間1月につき100分の60（現行 100分の50）に引き上げる。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は公布日とする。ただし、2(1)イ及び(3)の事項は、知事の任期満了日の翌日（平成27年4月13日）とする。 (2) 平成27年4月12日以前の在職期間に係る知事の退職手当の額について、経過措置を設ける。</p>

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の131、12月に支給する場合には<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の131、12月に支給する場合には<u>100分の140</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の133.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第1(第2条、第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>月額 <u>1,117,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,117,000円</u>	略		<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の131</u>、12月に支給する場合には<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第1(第2条、第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>月額 <u>1,178,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,178,000円</u>	略	
区分	報酬又は給料の額												
知事	月額 <u>1,117,000円</u>												
略													
区分	報酬又は給料の額												
知事	月額 <u>1,178,000円</u>												
略													

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の131、12月に支給する場合には<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の131、12月に支給する場合には<u>100分の140</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

第4条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の133.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の131</u>、12月に支給する場合には<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の60</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の50</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条並びに附則第4項の規定は、平成27年4月13日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び第3条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び第3条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び第3条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び第3条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(知事の退職手当に関する経過措置)

4 知事としての勤続期間（知事等の退職手当に関する条例第2条第2項の規定によりその者に支給された退職手当の算定の基礎となった勤続期間を除く。）のうち平成27年4月13日（以下「切替日」という。）前の期間のある者が退職した場合に支給する退職手当の額は、第5条の規定による改正後の同条例第3条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が切替日の前日において退職したとしたならば第5条の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例第3条第1項の規定により支給される退職手当の額

(2) その者の切替日以後の知事としての勤続期間を基礎として、第5条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例第3条第1項の規定により算定した退職手当の額